

ID: 0438

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市木育推進拠点施設条例 第6条		
例 規 番 号	令和2年条例第31号		
【根拠条文】 (入館の許可) 第 6 条 施設に入館しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第 7 条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第 3 条の規定による。 (許可の制限) 第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設又は器具器材を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考	指定管理者制度		
設 定 年 月 日	令和 3 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日